

廃 第 1 4 4 3 号

平成30年11月22日

千葉県環境保全協議会 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令
の施行について (通知)

日頃から、千葉県環境行政に御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から別添 (写し) のとおり、
通知がありましたので、お知らせいたします。

貴団体 (組合員) への周知について、御協力をお願いいたします。

連絡先

千葉県環境生活部

廃棄物指導課指導企画班

鈴木 則彦

電話 : 043-223-2757

ファクス : 043-221-5789

環循規発第 1811021 号
平成 30 年 11 月 2 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長



独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令
の施行について（通知）

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年環境省令第 21 号）が平成 30 年 10 月 30 日に公布され、同日施行されたところである。

については、下記について御了知の上、貴管内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の保管事業者等に周知しつつ、指導及び助言を行う際の参考とされたい。

記

第 1 改正の趣旨

PCB 廃棄物の処理方式を化学処理とする場合、その処理費用が通常の廃棄物と比べて相当高額にならざるを得ない上に、中小企業者等の費用負担能力が低いことから、PCB 廃棄物の早期かつ適正な処理を実現するために、基金を創設し、処理費用の負担軽減を図っているところである。処理に要する費用の範囲は、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成 16 年環境省令第 11 号。以下「機構省令」という。）第 26 条各号において定められているところ、同条第 1 号においては、中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（大企業の子会社等一定の要件を満たすものを除く。）その他常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人が保管する PCB 廃棄物の処理に要する費用が規定されている。

一方で、会社法に基づく「会社」以外の法人であって、中小企業支援法に規定する中小企業者に当たらない法人については、業務内容等が「会社」と同様であるにもかかわらず、現行規定では「従業員の数が 100 人以下の法人」に該当しな

ければ費用の補助を受けられない状況であった。

以上を踏まえ、機構省令第26条第1号を改正することとした。

第2 改正の内容

機構省令第26条第1号に定める処理に要する費用の範囲について、常時使用する従業員の数が、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに定める業種ごとに、当該各号に定める従業員の数以下である会社以外の法人が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用を加える。

第3 施行日

平成30年10月30日

以上

○環境省令第二十一号

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第五号及び第十六条第一項の規定に基づき、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月三十日

環境大臣 原田 義昭

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲)</p> <p>第二十六条 機構法第十条第一項第五号及び第十六条第一項の環境省令で定める費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第二条第一項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社（以下この号において「大企業者」という。）の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第一項第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。）<u>、</u>常時使用する従業員の数が中小企業支援法第二条第一項第一号から第三号までに定める業種ごとに当該各号に定める従業員の数以下の法人（会社を除</p>	<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲)</p> <p>第二十六条 機構法第十条第一項第五号及び第十六条第一項の環境省令で定める費用の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>一 中小企業者（中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）第二条第一項に規定する中小企業者のうち、同項に規定する中小企業者以外の一又は二以上の会社（以下この号において「大企業者」という。）の所有に係る当該中小企業者の株式の数の当該中小企業者の発行済株式の総数に対する割合又は大企業者の当該中小企業者への出資の金額の当該中小企業者の出資の総額に対する割合が二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の二に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたものをいう。）<u>、</u>その他常時使用する従業員の数が百人以下の法人が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又</p>

く。以下同じ。）（国の機関又は地方公共団体を除く。）であつて、当該各号に定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの又は常時使用する従業員の数が百人以下の法人が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたものが廃棄物となつたもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたものを除く。次号及び第四号において同じ。）の処理に要する費用（第三号から第五号までに掲げる費用を除く。次号において同じ。）

二〇五（略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたものが廃棄物となつたもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたものを除く。次号及び第四号において同じ。）の処理に要する費用（第三号から第五号までに掲げる費用を除く。次号において同じ。）

二〇五（略）